

富里市電子入札約款

(目的)

第1条 富里市の発注に係る工事又は製造の請負、物品の買入れ、調査、測量、設計等の委託及び役務提供の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び富里市財務規則（昭和63年規則第8号。以下「財務規則」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加資格のある者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、函面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、函面、仕様書等について疑義があるときは、あらかじめ指定した日時及び方法により関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札説明会は、函面、仕様書等の配布をもって、原則これを行わない。

4 入札参加者は、富里市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。

第3条 (削除)

(入札書の書換え及び撤回等の禁止)

第4条 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札金額見積内訳書の提出)

第5条 入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出は、工事又は製造の請負契約に係るものはすべて提出を求めるものとする。その他の契約に係るものは、特に必要と認めるときは提出を求めるものとする。

- 2 入札参加者は、前項の規定により内訳書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により内訳書の提出を求めたときは、入札公告又は指名通知のいずれかにその旨を明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

（入札辞退等）

第6条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札書受付締切予定日時までは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。
 - (2) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までは、入札辞退届を入札執行担当課に持参により提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、開札前後を問わず、撤回することができない。
- 4 入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して

入札価格を開示してはならない。

- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行などの運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

- 3 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 使用印鑑届兼委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 電子認証書を不正に使用した入札
- (6) 入札に際して不正を行った者がした入札
- (7) 内訳書の提出を義務付けたものにあつては、内訳書の提出がない入札又は内容が大幅に異なる入札
- (8) 入札書の金額と内訳書の合計金額が大幅に異なる入札
- (9) 入札書の金額が0円の入札
- (10) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札（免除の場合を除く。）
- (11) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者又は契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者がした入札
- (12) 一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確

- 認資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (13) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
 - (14) 一般競争入札（総合評価落札方式）において、技術資料の提出がなかった者がした入札
 - (15) 電子入札案件に紙入札で参加する者にあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
 - ア 金額を訂正した入札
 - イ 記名押印を欠く入札
 - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 低入札価格調査により当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないと認められた者がした入札
- (3) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

（開札）

第11条 開札は、開札開始日時に当該開札場所において、立会いを希望する入札参加者がある場合は、入札参加者を立ち会わせて行う。

- 2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、職員を立ち会わせる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者及び職員を立ち会わせないことができる。

（保留）

第12条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確

認審査を実施するとき

- (2) 低入札価格調査制度における低入札価格に関する調査が必要なとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第13条 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に代えて調査基準価格を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- 4 総合評価落札方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項及び第2項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「価格その他の条件が富里市にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えて落札者とする。
- 5 第1項及び前項で定める契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格等の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施して落札者を定める。

(再度入札)

第15条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき又は第13条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第13条第1項ただし書の規定により落札者とされなかつた者以外の者とする。ただし、入札が無効又は失格となつた者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わなない。

(入札の不調)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

- (1) 入札がないとき。
- (2) 入札の結果、予定価格に達しなないとき。
- (3) 最低制限価格を設けている場合において、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。
- (4) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる者がいなない場合で、予定価格に達する入札がないとき。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しななければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しなないときは、落札はその効力を失う。

- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(契約の保証)

第20条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第21条 財務規則第2条第4号に規定する予算執行者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、契約保証金を速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申出)

第22条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契

約書案及び現場等並びに入札公告又は指名通知についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(補 則)

第23条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、富里市電子入札システム運用基準によるものとする。本約款及び富里市電子入札システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成24年6月1日から施行する

附 則

この約款は、平成26年3月1日から施行し、改正後の富里市電子入札約款の規定は、平成26年度分の予算に係る入札から適用する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年1月1日から施行する。